四〇MHzを超え八〇MHz以下（八(3)に規定する場合に限る。）	二・五ミリワット以下	
八〇MHzを超え一六〇MHz以下	一・二五ミリワット以下	
四〇MHzを超え八〇MHz以下（八(5)に規定する場合に限る。）	一・二五ミリワット以下	

注　アの項及びウの項にあつては、一MHzの帯域幅における平均電力とする。

チ　一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次の表に掲げる値以下であること。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しないもの（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）にあつては、同表に掲げる値に二分の一を乗じて得た値以下であること。

周波数帯	占有周波数帯幅	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
ア　五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの	二〇MHz以下	一〇ミリワット
	二〇MHzを超え四〇MHz以下	五ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（八(3)に規定する場合に限る。）	二・五ミリワット
	八〇MHzを超え一六〇MHz以下	一・二五ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（八(5)に規定する場合に限る。）	一・二五ミリワット
イ　五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの	二〇MHz以下	五〇ミリワット
	二〇MHzを超え四〇MHz以下	二五ミリワット
	四〇MHzを超え八〇MHz以下（八(3)に規定する場合に限る。）	一二・五ミリワット

(四)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合
　一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

チ　一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合
　(一)　五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHzの周波数の電波を使用するとき
　　一〇ミリワット以下
　(二)　五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用するとき
　　一〇ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、五ミリワット以下）

(2)　占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合
　(一)　五、一九〇MHz又は五、二三〇MHzの周波数の電波を使用するとき
　　五ミリワット以下
　(二)　五、二七〇MHz又は五、三一〇MHzの周波数の電波を使用するとき
　　五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、二・五ミリワット以下）

(3)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合
　(一)　五、二一〇MHzの周波数の電波を使用するとき
　　二・五ミリワット以下
　(二)　五、二九〇MHzの周波数の電波を使用するとき
　　二・五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、一・二五ミリワット以下）